

9 点検・評価の概要

令和5年度の取組に対する自己点検・評価及び5年間の総括の概要は以下のとおりです。基本計画に記載した43の取組ごとの自己点検・評価の内容については、21ページ以降の「取組個票」に記載しています。

基本施策1（取組1～8）に対する自己点検・評価の概要
柱1 社会的・職業的自立に必要な能力を育成する
<p>県立特別支援学校高等部卒業生の一般就労率については、5年間を通じてほぼ横ばいの状況であった(R3 29.5%→ R4 32.1% →R5 30.9)が、R6.3卒業生の一般就労実現率（一般就労した人数／一般就労を希望していた人数×100）は、92.0%であり、高い水準を維持している。一般就労以外にも、福祉就労（37.2%）、生活介護利用（20.9%）等の進路先があり、生徒一人一人に応じた進路選択を支援した。</p> <p>就労支援員が就業体験先として確保した企業数についても、目標の500件を上回る数値を維持している。今後も、生徒本人の希望を尊重しながら、就労を希望する生徒が就職できるよう、関係機関等と連携しながら就労先の確保を進めていく。</p>
柱2 文化芸術教育と郷土に誇りをもてる学びを推進する
<p>令和5年度も、群馬県ならではの地域資源を生かす取組を進めた。</p> <p>群馬交響楽団の移動音楽教室・高校音楽教室については、実施回数を昨年度から増やし、より多くの児童生徒に優れた音楽を鑑賞する機会を提供することができた。</p> <p>指標に掲げた項目の数値（「尾瀬や芳ヶ平湿地群等、身近な地域の資源を活用した自然環境学習の実施率」及び「中学校の歴史的分野の授業において、東国文化副読本を活用した学校の割合」）は基準年度を下回っているものの、尾瀬等の自然環境を生かした教科横断的・探究的な学びを推進する「尾瀬シーズンスクール」等の取組を推進した。</p> <p>今後より一層、身近な地域資源を活用しながら、子どもたちが郷土に誇りをもてる教育を市町村教育委員会等と連携して進めていく必要がある。</p>
柱3 国際的視点に立ち、自らの考えを発信できる力を育成する
<p>「英語教育実施状況調査」によると、中高生の英語力が一定レベルに達している生徒の割合が高水準を維持しており、各学校における学習到達目標の効果的な設定や英語4技能（聞く・読む・話す・書く）を伸ばす指導や評価の工夫・改善により、中高生の英語力が着実に向上している。</p> <p>今後も、小・中・高がより一層連携し、4技能のうち、特に話す能力を伸ばす指導や評価を推進する必要がある。</p>
基本施策2（取組9～13）に対する自己点検・評価の概要
柱4 基礎的・基本的な学習内容の定着を図るとともに、学びに向かう力を育む
<p>令和3年度から開始した「ニューノーマルGUNMA CLASS プロジェクト」により、小1・小2を1クラス30人以下、小3～中3を35人以下とする少人数学級編制を実現し、児童生徒一人一人に配慮したきめ細やかな指導・支援を行う体制を整備している。</p> <p>家庭等での学習時間については、小6・中3ともに基準年度の数値よりも減少傾向にある。スマートフォン等の普及によるゲーム・SNS等の使用率の増加が一因とも考えられる。</p> <p>今後も、授業改善を進めるとともに、授業と家庭学習の接続を図りながら、学びに向かう力を育てていく必要がある。</p>
柱5 探究的・発展的な学習により社会へ参画する力を育成する
<p>教育DX推進の取組等により、児童生徒及び教員のICT端末活用支援、ICTを活用した授業づくりの支援等を多角的に行い、ICTを活用した個別最適・協働的な学びの推進に向けた取組を行った。今後も、ICT活用スキルだけでなく、情報モラル等を含めたICTリテラシー向上のための取組を推進していく必要がある。</p> <p>また、科学の甲子園、科学の甲子園ジュニアの群馬大会、高校生数学コンテスト等を開催し、生徒の科学・数学に対する興味関心を高めることができた。</p>

基本施策3（取組14～18）に対する自己点検・評価の概要

柱6 自他を大切にする心や自己肯定感を育むとともに、規範意識を高める

教職員の人権意識を高めるための研修については、第3期計画策定時に課題であった高等学校及び特別支援学校でも全校で実施されるようになり、全公立高校で実施している状況である。今後も継続して実施されるように周知・啓発を行っていく。

また、道徳教育について、各学校種において、指定校での研究授業の実施、オンラインでの協議会の開催等の取組を行い、研究成果の共有などを行うことで、各学校の取組の充実につなげることができた。今後も、道徳教育等を含む学校の教育活動全体を通して、児童生徒一人一人が自他を大切にする心を持つとともに、「自分で考えて、自分で決めて、自分で動き出す」ことができるような教育を目指していく。

柱7 いじめ防止に努め、良好な人間関係を築く力を育成する

指標として設定した「いじめ問題に関する校内研修会を実施した学校の割合」及び「児童会・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童生徒同士の間関係や仲間づくりを促進したりした学校の割合」については、各校種とも全ての学校で実施され、進捗率100%となった。

具体的な取組としては、県内12地区ごとに学校種を超えて人との関わり方やいじめについて意見交流を行う「いじめ防止フォーラム」を開催するなど、各学校におけるいじめ防止の機運を高めるための施策を推進した。

また、SNS等を介したいじめや問題行動等への対応として、情報モラルを教えることにとどまらず、「SNSに頼らない人間関係づくり」を児童生徒自身が主体的に考えていく取組を推進した。

今後も、「いじめ防止対策推進法」及び「学校いじめ防止基本方針」等に基づき、各学校においていじめに適切に対応できるよう、体制づくりを推進していく必要がある。

基本施策4（取組19～22）に対する自己点検・評価の概要

柱8 児童生徒の体力向上を図る

令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、小学生男・女／中学生男・女ごとの群馬県の数値は、全国平均とほぼ同等又は全国平均を若干上回る状況であった。今後も、モデル校の取組の周知等を通じて、各学校において、体力向上のための取組を更に推進できるようにしていく。

また、運動部活動における外部指導者について、中学校及び高等学校ともに当初の目標より活用が進んでいる。休日部活動の段階的な地域移行の方向性も示されているため、今後、地域との連携を更に強化していく必要がある。

柱9 児童生徒の心身の健康を保持増進する

新型コロナウイルスが感染症法上の5類感染症に移行したが、引き続き、教職員研修等で感染症対策に係る講座を実施するなどして、学校における感染症対策を進めた。また、食物アレルギー対策についても同様に研修等を積極的に行うとともに、マニュアルの改訂及び周知啓発を行った。

がん教育については、専門医・がん経験者等の外部講師の派遣が促進されるよう各学校に働きかけ、児童生徒ががんに対する正しい理解を得られるよう努めた。

公立学校における心臓及び腎臓検診の二次検診の受診率は、新型コロナウイルス感染症による影響を受け、目標を達成することが難しい状況が続いていたが、5類への移行を受けて受診率の改善傾向が見られるため、引き続き、医療機関や学校と連携しながら指導を行っていく。今後も、保護者の理解と協力を得られるように取り組む必要がある。

基本施策5（取組23～30）に対する自己点検・評価の概要

柱10 教員の資質を向上し、互いに高め合う職場づくりを推進する

教職員研修について、職位、経験年数に応じた研修を実施するとともに、「授業にICTを活用して指導する能力」「児童生徒のICT活用を指導する能力」等の向上に係る研修内容の充実を図った。

喫緊の課題である教職員の多忙化解消に関して、学校の業務を「廃止・縮小・ICT化」の観点から各学校が見直しを進められるよう、具体的な例を示しながら取組を推進した。

5年間を通じて、教職員の時間外勤務については減少傾向が見られるものの、教職員へのストレスチェック事業において、高ストレスと判定された者の割合が若干の増加傾向にあるため、今後も、働き方改革を進めると同時に、集団分析結果を生かした各学校での職場環境改善が図られるよう取り組んでいく。

柱11 特別の支援を必要とする児童生徒の教育を充実する

「個別の教育指導計画・教育支援計画」について、特に高等学校では、通級指導の広がりにより特別支援教育の理解が進んだことなどから、作成率が5年間を通じて上昇した。今後も、小から中、中から高へと指導・支援の方法を確実に引き継いでいけるよう、一層の連携を図っていく。

また、障害のある児童生徒とない児童生徒の交流及び共同学習について、令和5年度当初はまだ新型コロナウイルスが感染症法上の5類移行前であった影響や、子どもの身体的特性により慎重にならざるを得ない特別支援学校の事情があり、当初の目標値には届かなかったが、感染防止対策を講じながら可能な範囲で開催した。今後も、相互理解を深めるための交流の機会を多く提供できるよう、環境整備を行っていく。

柱12 特色ある学校づくりを推進する

国の動向や市町村の課題を把握したり、国からの新たな情報を提供したりしながら、関係所属で連携し、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に努めてきた。今後も一体的推進がさらに進むよう、市町村の個別の課題に応じて情報を提供するなどの伴走支援体制の整備が必要である。

地域による学校への「支援」から、地域と学校のパートナーシップに基づく「連携・協働」という双方向の活動へと発展させられるよう、学校教育関係者や地域住民に対して今後も研修会等を通して継続的に働きかけていく必要がある。

また、高校教育改革に関連して、「沼田・利根地区新高校の概要」の策定等を行い、沼田高校・沼田女子高校の統合に向けた実務的な準備を進めた。今後も「第2期高校教育改革推進計画」に基づいた取組を進めていく。

基本施策6（取組31～35）に対する自己点検・評価の概要

柱13 安全・安心な教育環境を確保する

県立学校施設の長寿命化を図るため、5年間で27棟の大規模改修を実施した。長寿命化計画に基づき大規模改修に必要な予算を要求していたが、必要な予算が計上されず目標には届かなかった。

不登校児童生徒等への支援については、「ぐんまMANABIBAネットワーク（GMN）構築事業」により、フリースクール等民間支援団体を含む支援機関・支援団体との効果的な連携・協働を推進するための会議の開催するなど、取組の充実を図った。また、令和5年度から、企業版ふるさと納税制度を活用した民間企業からの寄附を財源に、フリースクール等8施設に対する事業費補助と専門的人材による経営等に関する助言を行うことで、各施設の運営基盤の強化につなげた。

さらに、高校中退者等を対象とした学び直しのための相談活動・学習支援を通して、青少年の自立や保護者への支援に資することができた。

今後も、不登校等、学びのための支援が必要な児童生徒等への支援の充実を図っていく。

柱14 災害等から身を守る力の育成と児童生徒の安全の確保を地域ぐるみで推進する

防災教育について、学校安全巡回点検を実施して各学校の取組状況の改善を促すとともに、「学校安全総合対策事業」（国委託事業）のモデル地区では各種体験活動等を実施し、災害対策について主体的に考えることができた。

自転車事故発生件数については、基準年度とほぼ同程度の数値となっているが、高校生の自転車乗車時のヘルメット着用率は着実に上昇しており、交通安全に対する意識の向上が見られる。

今後も、地域ぐるみで児童生徒の安全の確保に取り組むとともに、児童生徒が自分の身を守る行動を取れるよう、指導を行っていく必要がある。

基本施策7（取組36～38）に対する自己点検・評価の概要

柱15 幼児期の教育の充実を図る

指標に掲げた「小学校教育との円滑な接続を図るために、保育者と小学校教員が連携を図っている保育所、認定こども園、幼稚園の割合」については、コロナ禍の影響により、「園・所の保育者が小学校の授業参観に参加する」ことが難しかったため数値が低下しているものの、徐々にコロナ禍前の水準に戻りつつある。園・所及び学校の情報交換や教育課程の接続に関する研修等は継続して行われており、今後も、「就学前のぐんまの子ども はぐくみプラン」の活用を推進し、各研修等を通して、幼稚園・保育園と小学校との接続をより一層図っていく。

柱16 家庭教育支援を推進する

指標に掲げた「親への学びの場を提供している団体数」については、概ね当初の目標に近い数値となり、家庭教育の支援を行う体制の充実を図ることができた。
また、子育て世代の親同士がロールプレイ等を通じて交流しながら子育てについて話し合い、学び合う「ワクワク子育てトーク」や、保育アドバイザーの派遣等を通じて、家庭教育の充実に向けた取組を進めることができた。今後も、これらの施策を推進するとともに、保護者に身近な地域で活動する「家庭教育支援チーム」の周知や活動支援を引き続き行う取組等を通じて、保護者が必要な子育て支援を受けられるよう、市町村と連携しながら取り組む必要がある。

柱17 学校と地域の連携・協働を推進する

コロナ禍において、保護者や地域住民と小・中学校との協働による活動が制限されたものの、「地域学校協働活動推進会議」等の開催や、学校と地域をつなぐ調整役となる人材の育成のための研修の開催などにより、学校と地域の連携・協働の機運を醸成した。
今後も、各地域において、学校と地域が情報共有や意見交換を行える場を設けるとともに、地域学校協働活動の担い手となる人材の発掘を継続していく。

基本施策8（取組39～43）に対する自己点検・評価の概要

柱18 生涯にわたる多様な学びを推進する

指標に掲げた「昆虫の森・天文台の入場者数」については、コロナ禍で入場制限により落ち込んで以降、基準年度の水準まで戻りきれない状況が続いており、利用者の増加に向け、広報・PRの更なる強化が必要である。一方で、職員が各学校に赴いて授業を行う、tsulunusでの動画公開を行う等、各施設が工夫を凝らしながら学びの機会を提供した。
また、県立図書館では、県民の課題解決につながる専門的情報サービス（レファレンスサービス）の提供数については基準年度より減少しているものの、利用者のニーズに合わせた高度な照会にも対応できる体制を整えているため、今後も県民のニーズや問題意識に合わせた取組を推進していく。

柱19 社会教育を推進する

地域における学びを支える人の育成として、人権教育の指導者育成や社会教育主事の資質向上のための研修会などを実施した。引き続き、各地域で充実した社会教育が行われるよう、環境作りに努めていく必要がある。
青少年教育においても、様々な悩みを抱える青少年及びその保護者等を対象に相談対応や体験学習等を行う「青少年自立・再学習支援事業（G-SKY Plan）」や、高校中退者等を対象とした学習支援を行う「学びを通じたステップアップ支援促進事業」などを、継続して実施した。
また、青少年自然の家等における青少年ボランティアの育成についても継続して実施しているが、コロナ禍以前の水準まで戻っていないため、今後の広報活動等を工夫していく必要がある。